

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および2024年3月末までに卒業見込みの者。（学校教育法第102条）（注1）
 2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および2024年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第1号）
 3. 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者、および2024年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第2号）
 4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、および2024年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第3号）
 5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および2024年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号）
 6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および2024年3月末までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第4号の2）
 7. 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および2024年3月末までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第155条第1項第5号）
 8. 旧制学校等を修了した者。（昭和28年文部省告示第5号第1号～第4号）
 9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および2024年3月末までに修了見込みの者。（昭和28年文部省告示第5号第5号～第12号）
 10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、2024年3月31日までに満22歳に達するもの。（学校教育法施行規則第155条第1項第8号）
- （注1）出願資格の1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

上記の出願資格「第1項～第7項および第9項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を2024年3月末までに満たせない場合、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第10項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2023年7月13日(木)**までに学部事務2課経済学研究科担当へE-mailで問い合わせてください。
- (2) 病気・負傷、身体の機能に障がいがある等の理由により、受験に際して特別な配慮を必要とする者は、出願に先立って学部事務2課経済学研究科担当にお問い合わせの上、「受験上の配慮申請書」を提出してください。なお、障がいの状況によっては、研究科・専攻によりカリキュラムの履修が事実上不可能な場合もありますので、この点についても問い合わせてください。

申請期間	2023年7月13日(木)～7月19日(水)
------	-------------------------------

- (3) 出願資格第3項、第6項において最終学歴が、中国の大学の専科(3年制)の場合には出願資格はありません。ただし、専科を卒業後に本科を卒業して16年の学校教育を修了した場合には出願を認めます。
- (4) 「一般試験区分」および「外国人試験区分」にて出願する場合には、選考で使用するため、ケンブリッジ英語検定(Cambridge English Qualifications)、実用英語技能検定[英検](4技能のみ)、IELTS (Academic Module)、TOEFL iBT、TOEIC L&R および S&W (IPテスト不可)のいずれかを受験していることが必要です。
※TOEFL、TOEIC はエデュケーション・テストング・サービス (ETS) の登録商標です。この印刷物は ETS の検討を受けまたはその承認を受けたものではありません。

2) 試験区分別受験資格

試験区分	受験資格
一般	博士課程前期課程の出願資格要件を満たす者。
外国人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、日本国籍を有せず、日本以外の国の大学を卒業した者(2024年3月末までに卒業見込みの者を含む)。
社会人	博士課程前期課程の出願資格要件を満たし、かつ、2024年4月入学時まで2年以上の実務経験(個人営業も含めた企業等の組織で業務に従事した経験)を有すると本研究科委員会が認めた者。

※外国籍を有する場合、日本国内の大学を卒業した方は一般試験区分に出願してください。

日本以外の国の大学を卒業した方は外国人試験区分に出願してください。

※社会人コース(夜間・土曜開講科目のみ履修で修了が可能なコース)を希望する方は、社会人試験区分に出願してください。